

# 第 20 回評議員会議案書

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第20回評議員会

**【議案】**

第1号議案 理事の選任について

第2号議案 役員等旅費規程の一部改正について

## 【議案】

### 第1号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
伊藤 清一郎	愛知県市議会議長会会長 (知多市議会議長)

(参考：前任者)

氏名	所属名
鷹羽 琴美	愛知県市議会議長会会長 (大府市議会議長)

第2号議案 役員等旅費規程の一部改正について

役員等旅費規程の一部を、以下のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当</u>、宿泊料、食卓料<u>及び旅行雑費</u>とする。</p> <p>2～5 &lt;省略&gt;</p> <p><u>6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p> <p><u>第7条の2 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者（第4条第1項第1号に規定する旅行命令により旅行を行う者に限る。）が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出</u></p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、<u>及び日当</u>とする。</p> <p>2～5 &lt;省略&gt;</p> <p><u>6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>8 旅行雑費は、実費額により支給する。</u></p> <p><u>9 日当は、外国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

張地から目的地に至る旅費を支給する。

(鉄道賃)

第9条 <省略>

(1)・(2) <省略>

(3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には 前2号のほか、特別車両料金

(4) <省略>

2 <省略>

(日当)

第12条の2 日当の額は、別表第1の定額による。

(在勤地内等旅行の旅費)

第15条 在勤地市町村内又はその附近地の出張の旅費については、旅費規程第16条に準じて支給する。

第15条の2 旅費規程第16条の2の規定は、在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

別表第1 内国旅行の旅費（第12条の2、第13条、第14条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
会長等	<u>1,700</u> 円	16,500 円	<u>3,300</u> 円

(鉄道賃)

第9条 <省略>

(1)・(2) <省略>

(3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には 全2号のほか、特別車両料金

(4) <省略>

2 <省略>

(新設)

(旅行雑費)

第15条 旅行雑費は、支給しない。

(新設)

別表第1 内国旅行の旅費（第13条、第14条関係）

宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
会長等	16,500 円	<u>4,000</u> 円

上記以外の役員等	<u>1,500</u> 円	<u>14,800</u> 円	3,000 円
----------	-------------------	--------------------	------------

上記以外の役員等	<u>13,100</u> 円	3,000 円	
----------	--------------------	------------	--

別表第2 外国旅行の旅費(第21条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (一日につき)			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
会長等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円
上記以外の役員等	<u>8,300</u> 円	<u>7,000</u> 円	<u>5,600</u> 円	<u>5,100</u> 円

別表第2 外国旅行の旅費(第21条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (一日につき)			
	指定都市	甲地域	乙地域	丙地域
会長等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円
上記以外の役員等	<u>7,200</u> 円	<u>6,200</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>4,500</u> 円

宿泊料 (一夜につき)			
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
32,200 円	26,800 円	21,500 円	19,300 円
<u>25,700</u> 円	<u>21,500</u> 円	<u>17,200</u> 円	<u>15,500</u> 円

宿泊料 (一夜につき)			
指定都市	甲地域	乙地域	丙地域
32,200 円	26,800 円	21,500 円	19,300 円
<u>22,500</u> 円	<u>18,800</u> 円	<u>15,100</u> 円	<u>13,500</u> 円

食卓料 (一夜につき)
8,600 円
<u>7,700</u> 円

食卓料 (一夜につき)
8,600 円
<u>6,700</u> 円

<p>附 則 この規程は、公布の日から施行する。</p>	
----------------------------------	--